

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2026 年 5 月 14 日

住友化学株式会社

株式交換に係る事前開示書類

2026 年 5 月 14 日

東京都中央区日本橋 2 丁目 7 番 1 号
住友化学株式会社
代表取締役社長 水戸 信彰

住友化学株式会社（以下「住友化学」といいます。）は、2026 年 5 月 13 日付で広栄化学株式会社（住所：千葉県袖ヶ浦市北袖 25 番地。以下「広栄化学」といい、住友化学と広栄化学を総称して、以下「両社」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、住友化学を株式交換完全親会社とし、広栄化学を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うこととしました。本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

広栄化学の最終事業年度（自 2025 年 4 月 1 日至 2026 年 3 月 31 日）に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

広栄化学は、住友化学との間で、2026 年 5 月 13 日に、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

② 自己株式の消却

広栄化学は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する広栄化学の取締役会の決議により、本株式交換により住友化学が広栄化学の発行済株式（ただし、住友化学が保有する広栄化学の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において保有している自己株式（本株式交換に関してな

される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて広栄化学が取得する自己株式を含みます。)の全てを、基準時をもって消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

住友化学は、本株式交換の効力発生日までに、2026 年 3 月末を年度末とする新たな最終事業年度が存することとなります。2026 年 3 月期の末日後に生じた重要な後発事象につきましては、該当事項はありません。（なお、2025 年 3 月期の末日後に生じた重要な事象につきましては、同日以降に住友化学が提出した有価証券報告書及び臨時報告書、並びに適時開示をご参照ください。）

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者は存しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1（株式交換契約書）

（次頁以降に添付）

株式交換契約書

住友化学株式会社（以下「甲」という。）及び広栄化学株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部（但し、甲が有する乙の株式を除く。）を取得する。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商 号：住友化学株式会社

住 所：東京都中央区日本橋二丁目7番1号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商 号：広栄化学株式会社

住 所：千葉県袖ヶ浦市北袖25番地

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「**基準時**」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に4.91を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき甲の株式4.91株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前各項に従って本割当対象株主に対し交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途適当に定める金額とする。

第5条 （効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**効力発生日**」という。）は、2026年8月1

日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議して合意の上、これを変更することができる。

第6条 （株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条 （会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為（効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当、効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得、並びに株式の分割及び併合を含むが、これらに限られない。）を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議して合意の上、これを行う。
2. 前項の定めにかかわらず、甲は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記録又は記載された株主に対して1株当たり7.5円を上限として剰余金の配当を行うことができ、乙は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記録又は記載された株主に対して1株当たり50円を上限として剰余金の配当を行うことができる。

第8条 （乙の自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までの乙の取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第9条 （本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重

大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議して合意の上、本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第 10 条 （本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認が受けられない場合
- (2) 第 6 条第 1 項但書に該当する場合において、効力発生日の前日までに、同但書に定める甲の株主総会の決議による承認が受けられないとき
- (3) 効力発生日の前日までに、本株式交換について法令上必要な関係官庁の承認等（もしあれば）が得られない場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第 11 条 （準拠法・管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が誠実に協議して合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 5 月 13 日

甲 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
住友化学株式会社
代表取締役社長 水戸 信彰



2026 年 5 月 13 日

乙 千葉県袖ヶ浦市北袖 25 番地
広栄化学株式会社
代表取締役社長 佐々木 康彰



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

住友化学は、本株式交換に係る会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、以下のとおり判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	住友化学 (株式交換完全親会社)	広栄化学 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	4.91
本株式交換により交付する株式数	住友化学株式：10,603,734株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

広栄化学株式1株に対して、住友化学株式4.91株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において、住友化学が保有する広栄化学株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 株式交換により交付する住友化学株式の数等

住友化学は、本株式交換に際して、本株式交換により住友化学が広栄化学の発行済株式（ただし、住友化学が保有する広栄化学株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における広栄化学の株主（ただし、住友化学を除きます。）の皆様に対して、その保有する広栄化学株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の住友化学株式を割当交付する予定です。また、住友化学が交付する株式は、住友化学が保有する自己株式の一部（6,000,000株）充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。なお、広栄化学は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する広栄化学の取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって広栄化学が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、住友化学の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる広栄化学の株主の皆様については、住友化学の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、住友化学株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及び住友化学の定款の規定に基づき、住友化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を住友化学から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、住友化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを住友化学に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の住友化学株式の交付を受けることとなる広栄化学の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する住友化学株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

住友化学及び広栄化学は、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立した法務アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、住友化学はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）を選定し、広栄化学はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして島田法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

住友化学においては、下記「4. 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、住友化学のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から 2026 年 5 月 12 日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、住友化学が広栄化学に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、住友化学の株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、広栄化学においては、下記「4. 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、広栄化学のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から 2026 年 5 月 12 日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである島田法律事務所からの助言、広栄化学が住友化学に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主である住友化学からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示・助言並びに本特別委員会から 2026 年 5 月 12 日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。本答申書の内容については、別添の 2026 年 5 月 12 日付「答申書」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、広栄化学の一般株主の皆様への利益に資するとの判断に至りました。なお、広栄化学は、2026 年 3 月 31 日付「減損損失の計上および 2026 年 3 月期業績予想の修正に関するお知らせ」及び 2026 年 4 月 21 日付「2026 年 3 月期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2026 年 3 月期の通期業績予想の修正（以下「本業績予想修正」といいます。）を行っておりますが、下記「4 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「③広栄化学における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、本業績予想修正が、広栄化学の適正な会計上の判断において行われたものであること、本株式交換の検討とは無関係に行われたものであること、住友化学による影響を受けたものではないこと、及び、事業計画の修正の必要性の有無等について確認しております。

以上のとおり、住友化学及び広栄化学は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し・本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねて参りました。その結果、住友化学及び広栄化学は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

（2）算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

住友化学の第三者算定機関である野村證券は、住友化学及び広栄化学の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、住友化学は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

広栄化学の第三者算定機関である大和証券は、住友化学及び広栄化学の関連当事者には該当

せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、大和証券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、広栄化学は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に広栄化学に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

② 算定の概要

(i) 野村證券による算定

野村證券は、住友化学については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

広栄化学については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、同社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による住友化学の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	4.15～4.43
類似会社比較法	1.15～4.63
DCF法	3.17～5.89

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。広栄化学の財務予測その他将来に関する情報については、広栄化学の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2026年5月12日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、住友化学の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

また、野村證券がDCF法による算定の根拠とした広栄化学の財務予測について、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、以下のとおりです。

(ア) 2026年3月31日に広栄化学が公表いたしました減損損失の計上による将来期間の減価償却費の減少等を主要因として、2027年3月期の営業利益は前年度比大幅な増加が見込まれております。また、光学材料製品の売上伸長並びに有機金属触媒の受託事業における足元の市況悪化からの回復や提供製品の拡充等を主要因として、2028年3月期及び2029年3月期における営業利益は前年度比大幅な増加が見込まれております。

(イ) 2027年3月期においては、売上規模の拡大による運転資本の増加や既存事業に係る設備投資の増加を主要因として、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれる一方、2028年3月期及び2029年3月期においては、上記(ア)による営業利益の増加を主要因として、それぞれ前年度対比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれております。

なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(ii) 大和証券による算定

大和証券は、住友化学については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

広栄化学については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による住友化学の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

	株式交換比率の算定結果
市場株価法	4.18～4.43
DCF法	3.55～5.27

市場株価法においては、2026年5月12日を算定基準日として、基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用いたしました。

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、住友化学及び広栄化学のそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未公開の事実はないこと等を前提としております。両社及びその関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含み、これらに限りません。）について個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、広栄化学が作成した2026年3月期から2030年3月期までの事業計画（修正後の事業計画を含み、以下「本事業計画」といいます。）及びその他将来に関する情報が、広栄化学の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討されていることを前提としております。なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、広栄化学の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

DCF法においては、本事業計画における財務予測、2026年3月期第3四半期末における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、広栄化学が2026年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで企業価値及び株式価値を算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとして、9.7%～10.7%を採用しており、広栄化学の規模を考慮し、サイズリスク・プレミアムを含め算出しております。また、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用しており、永久成長率は国内外のインフレ率及び広栄化学が属する業界成長率等を踏まえて0.5%～1.5%とした上で、継続価値を20,280百万円～25,226百万円と算定しております。

広栄化学が作成した本事業計画については、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「③広栄化学における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、その内容及び作成経緯（本事業計画の内容の修正及び当該修正経緯を含みます。以下同じです。）を確認の上、承認しております。

大和証券がDCF法による算定の根拠とした、本事業計画に基づく広栄化学の財務予測は下表のとおりであり、当該財務予測には、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、以下のとおりです。

- (ア) 2026年3月31日に広栄化学が公表いたしました減損損失の計上による将来期間の減価却費の減少等から、営業利益が増加し、2027年3月期の営業利益は前年度比大幅な増加が見込まれております。
- (イ) 光学材料製品の売上伸長並びに有機金属触媒の受託事業における足元の市況悪化からの回復や提供製品の拡充等が、2028年3月期から2030年3月期にかけての継続的な売上及び営業利益の大幅な増加に寄与することが見込まれております。
- (ウ) 中長期の成長ドライバーと位置付けているカーボンニュートラル関連製品の事業立ち上げに伴い、2030年3月期に売上の伸長が見込まれる一方で、2028年3月期及び2029

年3月期には当該事業のための新規設備投資が、それ以降には当該投資に伴う減価償却費の発生が予定されており、営業利益やフリー・キャッシュ・フローに影響を及ぼすことが見込まれております。

(エ) 2027年3月期及び2028年3月期においては、上記(ア)ないし(ウ)の要因に加えて、売上規模の拡大による運転資本の増加や既存事業に係る設備投資の増加により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれる一方、2029年3月期には営業利益の増加、2030年3月期にはカーボンニュートラル関連製品に係る設備投資の完了により、それぞれ前年度対比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれております。

なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(単位：百万円)

	2026年 3月期 (3ヶ月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期
売上高	6,180	18,724	20,310	22,770	25,918
営業利益	372	970	1,236	2,548	3,566
E B I T D A	1,091	2,971	3,568	4,835	5,721
フリー・キャッシュ・フロー	2,764	△101	△321	760	1,445

3. 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日(2026年8月1日(予定))をもって、広栄化学は住友化学の完全子会社となり、広栄化学株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026年7月30日で上場廃止(最終売買日は2026年7月29日)となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

広栄化学株式が上場廃止となった後も、本株式交換により広栄化学の株主の皆様には割り当てられる住友化学株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、本株式交換により住友化学株式の単元株式数である100株以上の住友化学株式の割当てを受ける広栄化学の株主の皆様に対しては、引き続き、株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、本株式交換により、住友化学株式の単元株式数である100株に満たない住友化学株式の割当てを受ける広栄化学の株主の皆様については、そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を住友化学から買い増すことも可能です。詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、広栄化学の株主の皆様は、最終売買日である2026年7月29日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する広栄化学株式を従来どおり取引することができます。また、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

4. 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)

両社は、住友化学が既に広栄化学株式2,731,400株(2026年3月31日現在の発行済株式数(4,900,000株)から広栄化学の自己株式数(8,980株)を控除した株式数(4,891,020株)に占める割合にて55.85%)を保有し、広栄化学が住友化学の連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

住友化学は両社から独立した第三者算定機関である野村證券を、広栄化学は両社から独立した第三者算定機関である大和証券を、それぞれの第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交

換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記「2. (2) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、住友化学及び広栄化学は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

住友化学は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、広栄化学は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、島田法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、島田法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

③ 広栄化学における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

(i) 設置等の経緯

広栄化学は、住友化学から本提案を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る取締役会の意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが広栄化学の一般株主にとって公正なものであるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2025年11月17日、瀧口健氏（広栄化学社外取締役（監査等委員）・独立役員）、八田陽子氏（広栄化学社外取締役（監査等委員）・独立役員）及び上田亮子氏（広栄化学社外取締役・独立役員）の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として瀧口健氏が選定されました。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、広栄化学取締役会は、本特別委員会に対して、(1) 本株式交換の目的の正当性・合理性（本株式交換が広栄化学の企業価値向上に資するかを含みます。）、(2) 本株式交換に係る手続の公正性・妥当性、(3) 本株式交換の条件（株式交換比率を含みます。）の公正性・妥当性、(4) 上記を踏まえて、広栄化学取締役会が本株式交換の実施に関する決定を行うことが広栄化学の一般株主にとって公正であるか、(5) その他、特別委員会設置の趣旨に鑑み、本株式交換に関し、広栄化学取締役会が必要と認めて諮問する事項（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。加えて、広栄化学取締役会は、本特別委員会を取締役会から独立した会議体として位置付け、本株式交換の実施に関する広栄化学取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、特に、本特別委員会が本株式交換の実施又は条件が妥当でないと判断した場合には、その実施を承認しないこととする旨を決議しております。

併せて、広栄化学取締役会は、本特別委員会に対して、(ア) 広栄化学が本株式交換に関し行う交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含みます。）、(イ) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は広栄化学が負担します。）、又は、広栄化学の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含みます。）する権限、並びに(ウ) 必要に応じ、広栄化学の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領する権限を付与することを決議しております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年11月17日から2026年5月12日までに、合計14回にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について慎

重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、広栄化学が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びに法務アドバイザーである島田法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、住友化学及び広栄化学の両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、広栄化学からは、本株式交換比率の算定の前提となる本事業計画の内容及び作成経緯についても説明を受け、質疑応答を行い、その内容の合理性及び作成経緯に公正性を疑うべき事情等が存在しないこと等について確認した上で、第3回特別委員会において本事業計画を承認いたしました。なお、本事業計画は、広栄化学の2025年3月7日公表の「中期経営計画 2025年度-2027年度『変革への挑戦』KX2027」（以下「中期経営計画」といいます。）と一定の差異があるものの、本特別委員会は、広栄化学からの説明及び質疑応答を踏まえ、本事業計画と中期経営計画との差異は、中期経営計画発表後に生じた事業環境や顧客状況の変化、2025年度の足許までの実績値等を踏まえた合理的なものであると判断しております。その後、広栄化学は、大型カーボンニュートラル関連製品による収益の蓋然性が高まったことから、これを事業計画に織り込むことが必要かつ合理的であると認められたことに加え、2026年3月31日付「減損損失の計上および2026年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表した2026年3月期の通期業績予想の下方修正（以下「本業績予想下方修正」といいます。）についても併せて事業計画に織り込むため、本事業計画の修正を行いました。本特別委員会は、第8回特別委員会において、本業績予想下方修正が、広栄化学の適正な会計上の判断において行われたものであること、本株式交換の検討とは無関係に行われたものであること、及び、住友化学による影響を受けたものではないことを確認した上で、上記大型カーボンニュートラル関連製品による収益の蓋然性が高まったことによる影響を含めて事業計画の修正の必要性及び合理性が認められること、並びに、その修正の経緯に住友化学の関与や働きかけがなされた事情等がないことから、本事業計画の修正を承認しております。さらに、広栄化学は、2026年4月21日付「2026年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2026年3月31日に公表した2026年3月期の通期業績予想から上方修正（以下「本業績予想上方修正」といいます。）を行っておりますが、本特別委員会は、本業績予想上方修正が、広栄化学の適正な会計上の判断において行われたものであること、本株式交換の検討とは無関係に行われたものであること、及び、住友化学による影響を受けたものではないこと、並びに、本業績予想上方修正が2027年3月期以降の事業計画に与える影響は極めて軽微であると認められることから、第8回特別委員会において承認された修正後の本事業計画を再修正する必要がないことについて確認しております。

また、本特別委員会は、広栄化学のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から、株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、広栄化学の法務アドバイザーである島田法律事務所から、本株式交換に係る広栄化学の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。

本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、住友化学から株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、広栄化学に意見する等して、住友化学との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換の実施を決定することが広栄化学の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を、2026年5月12日付で、委員全員の一致で、広栄化学の取締役会に対して提出しております。本答申書の内容については、別添の2026年5月12日付「答申書」をご参照ください。

④ 広栄化学における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む）全員の承認

広栄化学は、島田法律事務所から得た法的助言、大和証券から得た財務的見地からの助言、大和証券から取得した株式交換比率算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書その他の資料を踏まえ、住友化学による本株式交換が広栄化学の企業価値の向上に資するか、株式交換比

率を含む本株式交換に係る取引条件が公正なものかについて慎重に審議・検討を行った結果、2026年5月13日開催の広栄化学の取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議しております。

上記の広栄化学の取締役会においては、広栄化学が住友化学の子会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、広栄化学の取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、広栄化学の取締役9名のうち、2025年6月まで住友化学の子会社である田岡化学工業株式会社の代表取締役であった佐々木康彰氏及び現在住友化学の常務執行役員を兼務している清水正生氏を除く7名の取締役により審議の上、全員一致により上記決議を行っております。

また、広栄化学の取締役のうち、佐々木康彰氏及び清水正生氏は、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、広栄化学の立場で本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。

⑤ 広栄化学における独立した検討体制の構築

広栄化学は、住友化学から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築いたしました。具体的には、広栄化学は、2025年11月4日に、住友化学より本提案を受領して以降、本株式交換に関する検討（本株式交換比率の算定の前提となる事業計画の作成を含みます。）並びに住友化学との協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2025年11月17日開催の第1回特別委員会において、島田法律事務所の助言を踏まえ、本株式交換について社内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、2025年6月まで住友化学の子会社である田岡化学工業株式会社の代表取締役であった佐々木康彰氏及び現在住友化学の常務執行役員を兼務している清水正生氏並びに住友化学から広栄化学に出向している従業員については、住友化学及び本株式交換と利害関係を有すると考えられることから、本株式交換に関する検討、住友化学との協議及び交渉には一切参加しておらず、今後も一切参加しないこととする旨を確認いたしました。これらの取扱いを含めて、広栄化学の検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

住友化学及び広栄化学は、広栄化学が住友化学以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が広栄化学との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための広栄化学の定時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてから約1ヶ月超後である2026年6月25日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による買収提案の機会が十分に確保されています。

なお、広栄化学は、積極的なマーケット・チェックまでは行っておりませんが、本株式交換においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、上記①ないし⑤のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、そのみにより本株式交換における手続の公正性が損なわれるものではないと考えております。

5. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

本株式交換の対価として、住友化学株式が広栄化学の少数株主の皆様には交付されることにより、広栄化学の少数株主が住友化学株式を保有し、今後想定されるシナジーの創出による住友化学グループの事業発展や収益拡大、ひいては住友化学の株価上昇といったメリットを享受できる機会を提供でき、また、住友化学株式は流動性が高く、市場で取引することで随時現金化することも可能であることから、本株式交換に係る対価として適切であると判断いたしております。

6. 住友化学の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換に際して増加する住友化学の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って住友化学が別途定める金額とします。かかる扱いは、法令及び住友化学の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

以上

別紙 3 広栄化学の最終事業年度に係る計算書類の内容

(次頁以降に添付)

計 算 書 類 P1

計 算 書 類 附 属 明 細 書 P11

事 業 年 度 自 2 0 2 5 年 4 月 1 日
(第 1 6 5 期) 至 2 0 2 6 年 3 月 3 1 日

広栄化学株式会社

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,307,955	流 動 負 債	8,737,152
現 金 及 び 預 金	433,043	買 掛 金	1,733,003
売 掛 金	4,277,229	短 期 借 入 金	4,118,000
商 品 及 び 製 品	5,013,162	リ ー ス 債 務	27,999
仕 掛 品	2,023,928	未 払 金	1,134,763
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,320,618	未 払 費 用	3,054
前 払 費 用	32,876	未 払 法 人 税 等	71,705
そ の 他	207,096	契 約 負 債	2,629
		賞 与 引 当 金	159,000
固 定 資 産	15,561,068	預 り 金	23,606
有 形 固 定 資 産	13,903,519	設 備 関 係 未 払 金	1,463,390
建 物	4,501,287	固 定 負 債	5,042,056
構 築 物	2,010,922	長 期 借 入 金	1,900,000
機 械 及 び 装 置	4,663,435	リ ー ス 債 務	933,804
車 両 運 搬 具	775	退 職 給 付 引 当 金	2,016,158
工 具、器 具 及 び 備 品	487,727	長 期 預 り 金	189,196
土 地	9,337	そ の 他	2,898
リ ー ス 資 産	932,878	負 債 合 計	13,779,209
建 設 仮 勘 定	1,297,155	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	16,089,813
無 形 固 定 資 産	101,966	資 本 金	2,343,000
ソ フ ト ウ ェ ア	97,635	資 本 剰 余 金	1,551,049
施 設 利 用 権	4,330	資 本 準 備 金	1,551,049
		利 益 剰 余 金	12,210,138
投 資 其 他 の 資 産	1,555,581	利 益 準 備 金	341,210
投 資 有 価 証 券	96	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,868,928
関 係 会 社 株 式	10,000	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,608,186
長 期 前 払 費 用	73,564	別 途 積 立 金	10,402,000
差 入 保 証 金	327,744	繰 越 利 益 剰 余 金	△141,258
繰 延 税 金 資 産	1,113,041	自 己 株 式	△ 14,374
そ の 他	35,706		
貸 倒 引 当 金	△ 4,571	純 資 産 合 計	16,089,813
資 産 合 計	29,869,023	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,869,023

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,009,185
売 上 原 価		12,019,462
売 上 総 利 益		4,989,723
販売費及び一般管理費		4,625,245
営 業 利 益		364,477
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	541	
為 替 差 益	19,334	
受 取 保 険 金	5,004	
そ の 他 の 収 益	5,939	30,819
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	114,447	
遊 休 資 産 諸 費 用	15,322	
そ の 他 の 費 用	10,023	139,793
経 常 利 益		255,504
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		6,762
特 別 損 失		
減 損 損 失	6,395,208	
株 式 交 換 関 連 費 用	24,682	
固 定 資 産 除 却 損	11,818	6,431,708
税 引 前 当 期 純 損 失		△6,169,442
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	31,000	
法 人 税 等 調 整 額	△1,065,393	△1,034,393
当 期 純 損 失		△5,135,049

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月 31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	2,343,000	1,551,049	1,551,049	341,210	1,715,937	10,402,000
当期変動額						
剰余金の配当						
固定資産圧縮積立金の取崩					△107,751	
当期純損失						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	△107,751	－
当期末残高	2,343,000	1,551,049	1,551,049	341,210	1,608,186	10,402,000

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自 己 株 式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	5, 277, 321	17, 736, 469	△14, 374	21, 616, 144	21, 616, 144
当期変動額					
剰 余 金 の 配 当	△391, 281	△391, 281		△391, 281	△391, 281
固定資産圧縮積立金の取崩	107, 751	—		—	—
当 期 純 損 失	△5, 135, 049	△5, 135, 049		△5, 135, 049	△5, 135, 049
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△5, 418, 579	△5, 526, 330	—	△5, 526, 330	△5, 526, 330
当期末残高	△141, 258	12, 210, 138	△14, 374	16, 089, 813	16, 089, 813

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 : 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

以 外 の も の : 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

: 時価法

(3) 棚卸資産

: 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) リース資産以外の有形固定資産 定額法

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) リース資産以外の無形固定資産 定額法

ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため設定しており、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員に対して支給する賞与に充当するために設定しており、その計算の基礎は当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。顧客から受け取る対価は履行義務の充足時点から概ね3ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。取引価格について、変動対価等を含む収益の額に重要性はありません。

なお、有償支給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を行っております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約取引	外貨建債権

(3)ヘッジ方針

管理基準に従い、為替変動リスクをヘッジしております。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の評価を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	32,338,015千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,022,849千円
長期金銭債権	297,927千円
短期金銭債務	910,638千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	1,005,044千円
売上原価及び一般管理費	2,904,587千円

2. 減損損失に関する事項

(1) 減損損失の主な内容

当事業年度の計算書類上、液相マルチプラント（主に、カスタム合成製品及び機能性製品を製造。以下同じ）に関する固定資産（貸借対照表計上額3,925,705千円）について、以下のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	用途	種類	金額
千葉事業所 （千葉県袖ヶ浦市）	液相マルチプラント	建物、構築物、機械及び装置、建設仮勘定等	6,395,208

(2) 減損損失の認識に至った経緯

液相マルチプラントに関する事業については、当初順調な伸長を見込んでいた石油化学工業向けの有機金属触媒の受託事業において、中国における大幅な生産能力増強を受けた石油化学品の供給過多の影響を受けて触媒需要が減退し、現段階では未だ回復には至っていない状況です。また、医農薬関連製品については欧州向けの需要が減少し、加えて、光学材料等他の受託製品の一部についても、想定していた今後の需要に関して不確実性が高まっている状況が認められました。さらに、長引く地政学リスク、特に中東情勢の緊迫化に起因する原燃料調達の不安定化および価格急騰の可能性など、今後の経営環境の不透明性を踏まえ、当事業年度末において当該資産グループに減損の兆候が認められると判断し減損損失の認識要否を検討しております。その結果、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づきグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、有機金属触媒製品及び医農薬関連製品の売上高増加等を主要な仮定として織り込んだ将来キャッシュ・フローを割引率8.8%で割り引いて算定しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

医 農 薬 関 連 化 学 品	6,290,267千円
機 能 性 化 学 品	7,424,776千円
そ の 他 フ ァ イ ン 製 品	3,294,141千円
顧客との契約から生じる収益	17,009,185千円

外 部 顧 客 へ の 売 上 高 17,009,185千円

医農薬関連化学品：医薬関連製品、農薬関連製品等

機能性化学品：I L製品、電子材料製品、触媒、光学材料製品等

その他ファイン製品：工業薬品製品、樹脂関連製品等

日 本	8,004,589千円
ア ジ ア	6,850,404千円
北 米	744,006千円
欧 州	1,408,442千円
そ の 他	1,742千円
顧客との契約から生じる収益	17,009,185千円
外 部 顧 客 へ の 売 上 高	17,009,185千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に 記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は、主に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、328千円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

当社では残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普 通 株 式 4,900,000株

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式 8,980株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	244,551	50.0	2025年3月31日	2025年6月3日
2025年10月29日 取締役会	普通株式	146,730	30.0	2025年9月30日	2025年12月2日

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2026年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰 余金	244,551	50.0	2026年3月31日	2026年6月9日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業遂行のために必要な長期資金及び短期資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資については、利回りが確定しており、かつ元本割れの可能性が極めて少ない金融商品に限定して運用することとしております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理について定めた社内規程に従い、営業担当部が定期的に全営業取引先の状況、販売取引高及び債権残高を確認して取引方針の見直しを実施するとともに、財務状況の悪化等による取引先の信用リスクの早期把握や軽減を図っております。また、輸出取引等により発生する外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて、為替予約について定めた社内規程に基づき一定範囲内で先物為替予約取引を利用することでヘッジしております。

投資有価証券は、非上場株式及び関係会社株式であり、市場価格がありませんが、定期的に発行体の財務状況を把握しております。

差入保証金は、主に継続取引契約に基づく保証金であり、相手先に係る信用リスクについては、売掛金に準じた管理を行っております。

買掛金、未払金及び預り金は、支払期日が1年以内の営業債務であります。

借入金のうち短期借入金は、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は、主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。

なお、先物為替予約取引は為替変動リスクのヘッジ目的でのみ利用し、その限度額は実需の範囲内とすることとしております。先物為替予約取引の執行・管理については、取引権限や手続きの社内規程を定めており、この規程の遵守及び取引のヘッジ効果の確認等によりリスク管理を行っております。また、先物為替予約取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内銀行とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、投資有価証券は、非上場株式（貸借対照表計上額 96千円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額 10,000千円）であり、市場価格がないため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、預け金、売掛金、買掛金、短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を除く）、未払金、預り金、並びに設備関係未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額
差入保証金	297,927	279,346	△18,580
資産計	297,927	279,346	△18,580
長期借入金（※）	3,568,000	3,556,713	△11,286
リース債務（※）	961,804	917,354	△44,449
負債計	4,529,804	4,474,068	△55,736

（※）長期借入金、リース債務は、1年以内返済予定の金額を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	279,346	—	279,346
資産計	—	279,346	—	279,346
リース債務	—	917,354	—	917,354
長期借入金	—	—	3,556,713	3,556,713
負債計	—	917,354	3,556,713	4,474,068

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを返還までの期間に対応する安全性の高い債券の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額に安全性の高い債券の利率に信用リスクを加味したもので、割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル 3 の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

<繰延税金資産>

液相減損損失	2,008,095千円
退職給付引当金繰入超過額	633,074千円
その他	<u>143,527千円</u>
小計	2,784,696千円
評価性引当額	<u>△935,544千円</u>
繰延税金資産 合計	<u>1,849,152千円</u>

<繰延税金負債>

固定資産圧縮記帳	<u>736,111千円</u>
繰延税金負債 合計	<u>736,111千円</u>

繰延税金資産の純額 1,113,041千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	住友化学株式会社	直接 55.91% 間接 0.04%	当社製品の販売、原材料等の購入、工場用地の賃借	原材料等の購入	2,808,233	買掛金	878,070
				当社製品の販売	1,005,044	売掛金	1,006,533
				差入保証金の回収	45,834	差入保証金	297,927

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 原材料等の購入及び製品の販売については、市場価格等を勘案し、個別に交渉のうえ、取引条件を決定しております。
2. 差入保証金については、無利息であります。

2. 同一の親会社を持つ会社等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 被 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
同 一 の 親 会 社 を 持 つ 会 社	住化ファイナンス株式会社	—	資金の借入	資金の借入	800,000	短期借入金	800,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入又は預託の利率については、市場金利を勘案して決定しております。
 2. 製造設備の設計及び購入並びに維持・補修については、個別に交渉のうえ、取引条件を決定しております。
- (注) 資金の借入の取引金額は、前期末残高からの増減額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,289円66銭
1株当たり当期純損失	1,049円89銭

(計算書類附属明細書)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:千円)

区 分	資 産 の 種 類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有 形 固定資産	建 物	8,314,382	26,599	3,495,562 (3,121,137)	344,132	4,501,287	2,450,662
	構 築 物	2,729,398	27,003	502,918 (494,788)	242,561	2,010,922	2,856,368
	機 械 及 び 装 置	8,671,612	625,250	2,698,159 (2,696,209)	1,935,267	4,663,435	24,447,966
	車 両 運 搬 具	3,159	—	896 (896)	1,488	775	40,763
	工具、器具及び備品	490,446	240,323	47,380 (45,843)	195,661	487,727	2,453,732
	土 地	29,219	—	19,881	—	9,337	—
	リ ー ス 資 産	971,878	—	—	39,000	932,878	88,522
	建 設 仮 勘 定	321,835	2,056,924	1,081,604 (36,335)	—	1,297,155	—
	計	21,531,932	2,976,101	7,846,402 (6,395,208)	2,758,111	13,903,519	32,338,015
無 形 固定資産	ソ フ ト ウ ェ ア	101,593	34,680	—	38,637	97,635	
	施 設 利 用 権	4,330	—	—	—	4,330	
	計	105,924	34,680	—	38,637	101,966	

(注) 1 「当期減少額」欄の()は内数で、当期に減損処理した金額であります。

(注) 2 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	千葉事業所	ファイン製品製造設備増強及び更新ほか	625,250千円
工具、器具及び備品	千葉事業所	ファイン製品製造設備増強及び更新ほか	205,615千円
建設仮勘定	千葉事業所	ファイン製品製造設備増強及び更新ほか	1,997,676千円

2. 引当金の明細

(単位:千円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
貸 倒 引 当 金	4,571	—	—	4,571
賞 与 引 当 金	164,000	159,000	164,000	159,000
退 職 給 付 引 当 金	2,016,277	33,076	33,195	2,016,158
受 注 損 失 引 当 金	20,904	—	20,904	—

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

科 目	金 額	摘 要
発 送 費	393,840	
保 管 費	136,397	
役 員 報 酬	122,694	
給料手当及び賞与	833,569	
賞与引当金繰入額	46,000	
法定福利及び厚生費	169,700	
退 職 給 付 費 用	38,355	
交 際 費	22,556	
旅費及び交通費	38,526	
通 信 費	19,817	
租 税 公 課	69,905	
減 価 償 却 費	69,376	
賃 借 料	82,308	
設備維持管理費	944,154	
雑 費	653,659	
試 験 研 究 費	984,383	
計	4,625,245	

事業報告

(2025年4月 1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度のおが国経済は、堅調なインバウンド需要や個人消費の改善など、景気の緩やかな持ち直しが見られました。一方で、ロシア・ウクライナ紛争や事業年度末頃からの中東情勢の緊迫化など地政学的リスクの高まりに加えて、資源・エネルギー価格の上昇や為替相場の変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような情勢のもとで、当社は、売価改定、拡販に注力するとともに、生産の合理化・効率化による製造原価低減など一層のコスト削減に取り組み、全社を挙げて収益確保に努めてまいりました。

しかしながら、当事業年度の売上高は、北米及び欧州向け医薬品関連製品や光学材料製品の販売が減少したこと等により、170億9百万円（前事業年度比15.0%減）となりました。損益面では、固定費の削減や原料価格低減による増益要因があったものの、売上高減少に伴う数量差損等の減益要因により、営業利益は3億64百万円（前事業年度比35.6%減）、経常利益は2億55百万円（前事業年度比28.3%減）となりました。これに加えて当期において減損損失を計上したことから、当期純損益は51億35百万円の損失（前事業年度は2億88百万円の利益）となりました。

製品グループ別売上高

（金額：百万円、比率：%）

製品グループ		前事業年度		当事業年度		増 減	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	増減比
ファイン製品	医薬品関連化学品	9,281	46.4	6,290	37.0	△2,991	△32.2
	機能性化学品	8,043	40.2	7,424	43.6	△618	△7.7
	その他	2,692	13.4	3,294	19.4	601	22.3
	計	20,018	100.0	17,009	100.0	△3,009	△15.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した当社の設備投資総額（リース資産を除く）は19億65百万円となりました。ファイン製品設備等、設備の維持更新を目的とした設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、アミンプラントの再構築に係る設備投資支出に充当するため、長期借入金4億円、および運転資金として短期借入金8億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、為替相場の変動や長引く地政学リスク、特にイラン情勢に起因する原燃料の調達不安や価格急騰など、今後も不透明な経営環境が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社は引き続き売価改定や拡販に取り組み収益の確保を図り、中期経営計画に掲げたスローガン『変革への挑戦』KX2027のもと、「収益力強化」「事業成長加速」「経営基盤強化」に取り組むことでイノベーションを加速し、企業価値向上に繋げてまいります。

① 収益力強化

収益力強化につきましては、マルチプラント生産品目の拡販、アミン事業の競争力強化、気相プラントの将来計画検討に取り組んでおります。当社は、多様な特長を有し複雑な工程でも対応可能なマルチプラント群（CM I～IV、パイロットプラント）を有しておりますが、マルチプラントの収益力向上は喫緊の課題です。新規受託製品の導入や新規製品の開発に積極的に取り組むとともに、既存の基盤事業プラントとマルチプラント間との連携強化等を幅広く検討しております。これにより、生産可能な品目の幅をさらに広げ、プラント群をフルに活用した効率的な生産を目指します。

アミン事業の競争力強化においては、高経年化が進行するアミンプラントの再構築による安定供給体制の維持を図るとともに、インド企業との協業検討をはじめ、国内外のパートナーと連携し最適な生産体制の構築を目指しております。

また、気相プラントの将来計画については、CO₂吸収アミン化合物の量産化へ向けたラボ検討を完了しており、現在は工業化確立に向けた取り組みを推進しております。

② 事業成長加速

(a) 既存事業及び新規事業の拡大

石油化学工業向けの有機金属触媒の受託事業については、中国における大幅な生産能力増強を受けた石油化学品の供給過多により、当社の触媒需要が大きく減退し、現段階では未だ回復には至っていない状況です。引き続き有機金属触媒関連製品の拡販や新製品開発に注力致しますが、その他の電子材料や医薬中間体等の分野で既に新規引合いを受領している案件もあり、これらの分野の開発・受注を加速させてまいります。

また、カーボンニュートラル関連製品は、CO₂吸収アミンの供給を通じて2050年のカーボンニュートラル実現に貢献したいと考えております。当社が有する100種類を超えるアミン化合物ライブラリーと独自の有機合成技術を最大限に活用し、高性能なCO₂吸収材の開発と供給体制の構築を加速してまいります。

(b) 住友化学グループとの事業拡大

住友化学グループとのシナジー強化を重点課題と位置付けており、特に住友化学株式会社のアドバンストメディカルソリューション部門との連携を一層深化させて

おります。マルチプラントを最大限に活用することにより、グループとしての効率運営を推進してまいります。

③ 経営基盤強化

経営基盤強化は、(a)社員エンゲージメント向上(E X)、(b)デジタル革新(D X)、(c)サステナビリティ革新(S X)に取り組み企業価値向上を目指しております。

(a) 社員エンゲージメント向上 (E X)

事業を推進するのはヒトであり、社員エンゲージメントの向上なくして企業価値の向上はあり得ないと考えております。この認識のもと、当社独自に社員エンゲージメント指標を設定し2027年度は4.0以上の達成を目標としています。2025年度の結果は3.6となり2024年度と比較して「上司のマネジメントや信頼関係」「職場内の関係性やチームワーク」の項目が向上しました。改善の要因は社内大学「広栄MANABIYA」における様々な研修により、他者理解や効果的なフィードバックを学び、社員相互で信頼関係の構築が進んだものと考えています。

※社員エンゲージメント指標：従業員意識調査の総合指標10項目の平均値

(b) デジタル革新 (D X)

全社情報共有基盤であるOne KOEI Platformの拡充と高度活用を中心に生産性の向上と競争力の強化に取り組んでおります。

また、これらのDX推進を支える基盤として、昨今のサイバー攻撃をはじめとする各種脅威の高まりに鑑み、当社では情報セキュリティの一層の強化を図ってまいります。

(c) サステナビリティ革新 (S X)

当社は、住友化学グループの一員として、持続的な価値創造のための重要課題であるマテリアリティを共有しており、経済価値・社会価値を一体的に創出し持続的な成長とサステナブルな社会の実現により企業価値向上を目指しております。

その実現に向け、サステナビリティに関する主要指標(KPI)を設定しており、定期的に進捗を管理すると共にステークホルダーの皆様を開示し改善に向け推進しております。

また、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に基づく情報開示については、独自のシナリオ分析やインターナル・カーボンプライシングの導入等、積極的に対応することでプレゼンスの維持・向上を図っております。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第162期 (2022年度)	第163期 (2023年度)	第164期 (2024年度)	第165期 (2025年度) (当事業年度)
売 上 高 (百 万 円)	18,601	19,427	20,018	17,009
営 業 利 益 (百 万 円)	832	415	566	364
経 常 利 益 (百 万 円)	855	347	356	255
当 期 純 利 益 (百 万 円)	690	299	288	△5,135
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	141.24	61.26	58.96	△1,049.89
総 資 産 (百 万 円)	39,082	39,304	35,218	29,869
純 資 産 (百 万 円)	22,054	21,819	21,616	16,089

(6) 重要な親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 出 資 比 率	事 業 上 の 関 係
住友化学株式会社	90,179 百万円	55.85%	1. 製品を販売 2. 主原料、用役等を購入 3. 事業所用地（千葉）の賃借

親会社との間の取引に関する事項は次のとおりであります。

① 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社である住友化学株式会社から主要原材料の供給を受けており、住友化学株式会社に製品を販売しております。また、事業所用地（千葉）を住友化学株式会社から賃借しております。これらの取引については、少数株主等の保護にも配慮し、対価その他の取引条件が市場実勢を勘案して通常取引条件で行われるように留意しております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

上記の取引に際して、当社は内容に応じた適正な手続きにより、親会社から独立して取引条件の適正性・合理性について最終的な意思決定を行っており、これらの取引が当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

・親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等

親会社である住友化学株式会社は、グループ戦略のもとでの事業展開、グループシナジーの発揮を図り、グループ全体での経営成果の最大化を実現することを目的として、グループ運営規程を定めております。本規程においては、当社の大規模な起業計画、投融资などグループとしてのリスク管理などが必要な事項については、当社の独立した意思決定を前提としつつ、親会社へ事前協議等を行うことを規定しております。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

下記化学品の製造及び販売

フ ェ イ ン 製 品 医農薬関連化学品、機能性化学品、その他ファイン製品

(8) 主要な事業所（2026年3月31日現在）

当 社	本 社	東京
	千 葉 事 業 所 (千葉プラント・千葉研究所)	千葉

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
402名	4名増	41.8 歳	15.3 年

(注) 従業員数には、嘱託、派遣社員、他の法人への出向者は含んでおりません。

(ご参考)

管理職に占める 女性労働者の割合 (注2)	育児休業取得率 (注3)		男女賃金差異 (注4)		
	男性	女性	全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
8.0%	80%	- (注1)	81.1%	81.8%	32.0%
				内、管理社員	内、定年後再雇用
				95.8%	56.4%
				内、一般社員	内、臨時社員
				84.8%	74.0%

(注1) 当事業年度において対象者はおりませんでした。

(注2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づき算出したものであります。

(注3) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

(注4) 男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しております。賃金制度は従事する役割（職務）の大きさに基づく制度としており、従事する役割（職務）レベルが同一の場合の基準賃金に男女間の差はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,038 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,195 百万円
住 化 ファイナンス株式会社	800 百万円
農 林 中 央 金 庫	774 百万円
三井住友信託銀行株式会社	683 百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	428 百万円

2. 会社の株式に関する事項（2026 年 3 月 31 日現在）

- （1）発行可能株式総数 16,000,000 株
- （2）発行済株式の総数 4,900,000 株
- （3）株主数 3,106 名
- （4）大株主

株 主 名	持株数	持株比率
住 友 化 学 株 式 会 社	2,731 千株	55.85%
近 畿 産 業 信 用 組 合	240	4.91
種 田 修	103	2.11
阪 本 重 治	62	1.28
広 栄 化 学 社 員 持 株 会	53	1.10
丸 石 化 学 品 株 式 会 社	33	0.69
高 石 文 夫	33	0.68
山 田 晃	33	0.68
山 崎 孝 二	30	0.61
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	20	0.41

（注） 1. 持株比率は、自己株式（8,980 株）を控除して算定しております。

2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	佐々木 康 彰	
取締役 専務執行役員	和 田 英 男	経理企画室、サステナビリティ推進担当
取 締 役	深 堀 敬 子	株式会社田中化学研究所 社外取締役
取 締 役	清 水 正 生	住友化学株式会社 常務執行役員 内部統制・監査 統括、法務部、人事部、大阪管理部 担当
取 締 役	上 田 亮 子	平田機工株式会社 社外取締役 株式会社 TOKAI ホールディングス 社外取締役 エーザイ株式会社 社外取締役 SBI 大学院大学教授 京都大学経営管理大学院客員教授 公認会計士・監査審査会委員
取締役 常勤監査等委員	浜 辺 昭 彦	
取締役 監査等委員	瀧 口 健	
取締役 監査等委員	養 老 信 吾	弁護士
取締役 監査等委員	八 田 陽 子	日本製紙株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役 学校法人国際基督教大学 評議員

- (注) 1. 取締役のうち、上田 亮子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査等委員である取締役のうち、瀧口 健氏、養老 信吾氏及び八田 陽子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、上田 亮子氏、瀧口 健氏、養老 信吾氏及び八田 陽子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役佐々木 康彰氏は、2025年6月24日開催の第164期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
4. 監査等委員である取締役浜辺 昭彦氏は、事業会社の経理部門における長年の実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役瀧口 健氏は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）における長年の実務経験、財務及び会計並びに経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役八田 陽子氏は、国際的な会計事務所における豊富な経験及び国際税務に関する相当程度の知見を有しております。

7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、重要な社内会議への出席、業務執行取締役及び使用人等からの情報収集及び内部監査部門との連携を図るべく、浜辺昭彦氏を常勤監査等委員に選定しております。
8. 当社は、取締役清水 正生氏、上田 亮子氏、瀧口 健氏、養老 信吾氏及び八田 陽子氏との間で、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任について会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。
9. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役、監査等委員である取締役及び執行役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を補填することを目的とする保険契約を締結しております。保険料については、当社が全額負担しております。
10. 当事業年度中に退任した取締役は、次のとおりであります。

取締役	西本 麗	(2025 年 6 月 24 日任期満了)
取締役	江川 彰彦	(2025 年 6 月 24 日任期満了)

(ご参考) 執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

(2026 年 3 月 31 日現在)

地 位	氏 名	担当
常 務 執 行 役 員	大 畑 尚 志	物流購買室、総務人事室、内部統制・監査室担当
執 行 役 員	大 山 明	生産・技術本部担当 生産・技術本部長
執 行 役 員	浦 利 和	生産・技術本部副本部長、千葉プラント長
執 行 役 員	小 原 克 英	営業本部担当 営業本部長
執 行 役 員	上 川 徹	研究開発本部担当 研究開発本部長

（２）取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、任意の諮問機関である報酬委員会（社外取締役が主要な構成員）の答申を受けた上で、2021年2月26日の開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）を決議しております。また、2023年4月26日開催の取締役会において、当該方針の内容（賞与の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。））を一部変更し、新たに決議しております。

・方針の内容の概要

ア、基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与により構成し、監査等委員である取締役の報酬等については、業務執行を行っていないことに鑑み賞与は支給せず、基本報酬のみとする。

イ、基本報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、従事職務や中長期的な会社業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ、賞与の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業務執行取締役の業績連動報酬は賞与とし、短期、中期、長期の目標達成度合いに応じて算出された額を毎年、一定の時期に支給する。短期の指標は各事業年度の営業利益達成度合いとし、中期の指標は中期経営計画の目標値である投下資本利益率（ROIC）に対する達成度合い、長期の指標はサステナビリティに関する KPI に対する達成度合いとし、短期：中期：長期のバランスを 5：3：2 とする。

エ、基本報酬及び賞与の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に対する方針

業務執行取締役の報酬等の種類別の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。

なお、上位の業務執行取締役ほど報酬等における賞与のウエイトが高まる構成とし、当該事業年度の業績の動向をベースに支給総額を決定の上、職務内容等を勘案して役職ごとに定められたポイントに応じて按分した金額を各人に配分する。

・取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会（社外取締役が主要な構成員）が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っているため、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

・取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

当事業年度における取締役の金銭報酬について、2025年6月24日開催の取締役会において代表取締役社長 社長執行役員（以下、代表取締役社長という。）佐々木 康彰に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります、取締役会か

ら委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会（社外取締役が主要な構成員）に原案の立案を諮問し、答申を得ており、代表取締役社長は、その答申内容に沿って個人別の報酬等の額を決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の当社第155期定時株主総会におきまして報酬年額192百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は8名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の当社第155期定時株主総会におきまして報酬年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動 報酬等 (賞与)	非金 銭報 酬等	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。) (うち社外取締役)	85百万円 (6百万円)	79百万円 (6百万円)	6百万円 (—)	—	7名 (1名)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	36百万円 (18百万円)	36百万円 (18百万円)	—	—	4名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	121百万円 (24百万円)	115百万円 (24百万円)	6百万円 (—)	—	11名 (4名)

- (注) 1. 業績連動報酬として取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して賞与を支給しております。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、短期は各事業年度の営業利益達成度合い、中期は中期経営計画の目標値である投下資本利益率(ROIC)に対する達成度合い、長期はサステナビリティに関するKPIに対する達成度合いとしております。当該業績指標を選定した理由は、短期・中期・長期のインセンティブをバランスよく機能させるという観点から適切と判断したためであります。
3. 業績連動報酬（賞与）の算定に用いた業績指標に関する実績値は、営業利益3億64百万円、投下資本利益率0.9%であります。長期指標であるサステナビリティに関するKPI達成度は、11項目あるKPIの内4項目改善した実績に基づいて算定しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先である法人等	重要な兼職の内容	重要な兼職先である法人等と当社との関係
取締役（社外）	上 田 亮 子	平田機工株式会社 株式会社 TOKAI ホールディングス エーザイ株式会社 SBI 大学院大学 京都大学経営管理大学院 公認会計士・監査審査会	社外取締役 社外取締役 社外取締役 教授 客員教授 委員	特別な関係はありません。
取締役 監査等委員	八 田 陽 子	日本製紙株式会社 味の素株式会社 学校法人国際基督教大学	社外取締役 社外取締役 評議員	特別の関係はありません。

(2) 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動内容/ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（社外）	上 田 亮 子	国内外の金融機関、研究所、大学における豊富な経験及びコーポレートガバナンス、サステナビリティ、IR/SR などに関する高い見識並びに他社での社外取締役としての客観的視点に基づく監督・助言が期待されております。 当事業年度開催の取締役会には 14 回のうち 13 回に出席し、主にコーポレートガバナンスについての知見に基づく観点、IR/SR の知見に基づく観点から適宜発言を行っております。 なお、同氏は、取締役会の諮問機関である任意のサステナビリティ委員会の委員を務めております。当事業年度開催の委員会に出席し、当社の取り組み及び課題について助言を行いました。
取締役 監査等委員	瀧 口 健	企業経営者としての実績及び経験並びに金融及び財務についての見識に基づく監督・助言が期待されております。 当事業年度開催の取締役会には 14 回の全て及び監査等委員会には 13 回の全てにそれぞれ出席し、住石貿易株式会社の取締役副社長として経営に参画した経験から有する経営全般の知見及び株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）における長年の実務経験に基づく金融及び財務の知見から適宜発言を行っております。 なお、同氏は、取締役会の諮問機関である任意の指名委員会及び報酬委員会の委員を務めております。当事業年度開催の各委員会にそれぞれ出席し、客観性・合理性ある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の指名・報酬の決定を行いました。
取締役 監査等委員	養 老 信 吾	弁護士としての実績に基づき、法律面を中心とした監督・助言が期待されております。 当事業年度開催の取締役会には 14 回の全て及び監査等委員会には 13 回の全てにそれぞれ出席し、主に法律分野について弁護士としての知見に基づく観点から適宜発言を行っております。
取締役 監査等委員	八 田 陽 子	国際的な会計事務所における豊富な経験及び国際税務などに関する高い見識並びに他社での社外監査役及び取締役監査委員会委員としての客観

		的視点に基づく監督・助言が期待されております。 当事業年度開催の取締役会には14回の全て及び監査等委員会には13回の全てにそれぞれ出席し、主に会計分野についての知見に基づく観点、客観的視点に基づく観点から適宜発言を行っております。 なお、同氏は、取締役会の諮問機関である任意の指名委員会及び報酬委員会並びにサステナビリティ委員会の委員を務めております。当事業年度開催の各委員会にそれぞれ出席し、客観性・合理性ある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の指名・報酬の決定を行いました。サステナビリティ委員会では、当社の取り組み及び課題について助言を行いました。
--	--	---

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	36 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分ができないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記報酬等の額について、当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検証・確認し、監査報酬の妥当性を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項に基づき同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定めるいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性及びその職務の遂行状況に鑑み、会計監査人が継続して職務を遂行することに関して重大な疑義が生じた場合または監査実施の有効性及び効率性の観点から必要があると判断した場合には、会社法第399条の2第3項第2号の規定に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年4月開催の取締役会において内部統制システムに係る基本方針を決議し、その後一部改訂いたしました。基本方針は以下のとおりであります。

① 当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社においては2003年10月以来、広栄化学企業行動憲章、広栄化学企業行動要領（コンプライアンスマニュアル）及びコンプライアンス規程を策定し、当社及び当社グループのコンプライアンスに関する考え方の基本、全社各部門における法令違反の予防措置並びに法令違反発生時の対処方法及び是正方法などについて定めております。また、社内研修会などで当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人への徹底を図るとともに、内部監査を継続的に実施して当社職務の執行が適法になされているかどうかを検証しております。

当社は、内部統制システムに係る基本方針に則り、取締役会における内部統制システムの構築運用に努めるとともに、当社及び当社グループにおける充実を不断に図るため、内部統制システムに関する諸施策を審議する内部統制委員会を設置しております。さらに、同委員会では、金融商品取引法及び同施行令などに規定される決算財務報告の適正性を確保する観点から、当社及び当社グループにおける財務報告にかかる内部統制報告制度の構築及び適切な運営を審議しております。引き続きコンプライアンス体制を当社取締役、執行役員及び使用人全員で堅持し、必要に応じて適時適切に見直しを行い、実効性のあるコンプライアンス体制を確保してまいります。

② 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

当社の取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報については、以下のとおり体制を整備しております。

情報の保存及び管理については、情報管理規程などの社内規程において、業務に使用する各種紙面、電子的情報の取扱、情報の保存年限、廃棄の方法などを定め、これらを取締役、執行役員及び使用人に周知し情報の保全に努めております。さらに、業務上重要な情報などの漏洩を防止する観点から、退職者は秘密保持誓約書を提出することとしております。

また、情報システムの利用については、情報システムセキュリティ規程を定め、情報システムの利用権者を明らかにするとともに、不正アクセスへの防止対策を講じております。さらに、インサイダー情報の取扱については、その重要性を考慮して内部者取引管理規程を定め、適切な管理を行っております。

これらの体制については、定期的に内部監査を行っており、今後も必要に応じて適時適切に見直しを図ってまいります。

③ 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当社は、当社及び当社グループにおける損失の危険（以下「リスク」という。）への対策として個別の規程を設けるほか、各種経営判断においてあらゆる角度から綿密に検討を重ねるとともに、取締役会などでの議論を経営判断の一助とするなど、リスクを極小化する努力を常日頃から行っております。

具体的には、内部統制委員会及びレスポンシブル・ケア委員会において、生産及び物流並びに安全、健康、環境及び品質に関するリスクなど、当社及び当社グループの経営全般におよぶリスクを定期的に洗い出し、把握、予防し、万一リスクが顕在化した場合に備え、緊急時などの各種対策に関する規程規則類その他の体制を整備しております。さらに、今後にも必要に応じて適時適切に見直しを図ってまいります。

④ 当社及び当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社は、当社及び当社グループでの職務執行の効率性を追求するために、当社及び当社グループの事務章程、決裁基準規程等において、業務権限の明確化、効率化を図るとともに、IT技術等を活用した経営情報の共有化を図り、事業の進捗を管理する体制を整備しております。

⑤ 当社グループの取締役及び執行役員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び住友化学グループの一員として業務の適正を確保するための体制について

当社は、当社グループを含めたコンプライアンス体制を構築するとともに、関係会社運営規程を制定し、当該規程の下で当社グループの取締役及び執行役員等が当社に対して事業の方針、事業計画その他事業上の重要事項の報告を行う体制を整備しております。

さらに、当社は、親会社である住友化学株式会社との関係において、住友化学株式会社の戦略と関連しつつ、内容に応じた適切な手続きにより、他の株主などにも配慮した経営を行っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する（その独立性を含む。）体制について

当社では、監査等委員会の指揮を受け、その職務を補佐する任にあたる監査等委員会付属という職制があります。監査等委員会の職務を補佐する監査等委員会付属は、監査等委員会の指揮を受け、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員からの独立性及び指示の実効性を確保するために、監査等委員会付属の人事については監査等委員会の承認を得た上で行うものとしております。

- ⑦ 当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに報告及び費用の処理の方針等の体制について

当社の監査等委員である取締役は、取締役会をはじめ当社の重要会議に出席し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人から当社及び当社グループの業務執行内容などの報告を受けるとともに、当社及び当社グループに関して当社の監査等委員会が選定する監査等委員が求める事項について、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が報告を行う体制を整備しております。さらに、当社は、常勤監査等委員が社内データベースへフルアクセスを行うことのできる体制をとっております。また、当社の代表取締役は当社の監査等委員会と定期的に会合の機会を持ち、会社が対処すべき課題及び監査上の重要課題等について意見交換を行う機会を設けております。

当社は、引き続き、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人並びに当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。）が当社の監査等委員会に報告すべき事項を適切な方法で報告する体制を整備していくとともに、当社の監査等委員会に報告を行ったことに関連して不利益を課されない体制を整備することとしております。

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用については、必要なものを確保できる体制を整備することとしております。

- ⑧ 反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みについて

当社では、広栄化学企業行動要領（コンプライアンスマニュアル）において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては毅然とした対応を行い、一切の関係を持たず、また取引などを行ってはならない旨規定しております。さらに、万一、反社会的勢力から接触があった場合には総務人事室を窓口とし、警察や外部の法律専門家とも協力して対応を行うこととしております。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度に実施した業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般に関する運用状況

- ・当社では内部統制委員会がリスクマネジメント、コンプライアンスを包括的に監督しており、さらに全社における内部統制システムに関する諸施策並びに財務報告に係る内部統制報告制度に関する諸施策を審議しております。内部統制委員会の下にリスクマネジメント部会、コンプライアンス部会、人権尊重部会を設置し、部会での議論を経て、内部統制委員会にて審議しております。
- ・財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価結果については内部統制報告書を作成し、内部統制委員会の承認を得ました。

② コンプライアンス体制に関する運用状況

- ・内部統制委員会を4回開催し、年間のコンプライアンス活動計画及びコンプライアンス案件の再発防止策等を討議いたしました。
- ・2025年12月にコンプライアンス従業員意識調査を実施しました。調査結果に基づいた各部門へのヒアリングを実施し、コンプライアンス推進月間等の活動の充実化に向けた検討を行いました。
- ・全役員、社員対象のコンプライアンス研修を含め、階層に応じた各種コンプライアンス研修会を実施いたしました。
- ・執行役員、室長、部長のほかライン業務に従事する管理社員を各職場のコンプライアンス責任者と定め、各職場におけるコンプライアンス体制の確立及び運営の義務を負わせており、1年に1回コンプライアンスについて誓約書を提出させております。

③ リスク管理体制に関する運用状況

- ・内部統制委員会を4回開催し、想定されるリスクに対する適切な対応策をはじめとする当社のリスク管理に関する事項について討議いたしました。
- ・レスポンスブル・ケア委員会を2回開催し、安全・環境・品質・健康の確保、維持及び改善に関する必要な施策等を討議いたしました。
- ・外部からの不正アクセスを防止するため、必要な物理的・技術的セキュリティ対策を講じました。
- ・内部統制委員会での審議を経て策定したBCP基本計画に基づき、BCP演習を実施いたしました。また、総合防災訓練を2回実施いたしました。

④ 効率的職務執行体制に関する運用状況

- ・取締役会規程に基づき、取締役会を月1回定時に開催したほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、計14回開催いたしました。
- ・事業活動の一層の推進を図り、より効率的な職務執行体制を構築するために組織改正を行いました。

⑤ 内部監査に関する運用状況

- ・他の部門から独立した内部統制・監査室による全社各部門の内部監査の内容を充実させて実施いたしました。
- ・監査等委員会は内部統制・監査室及び会計監査人との間で、監査業務に関する連携を密にしており、定期的に監査内容の情報交換及び意見交換を行いました。

⑥ 監査体制に関する運用状況

- ・監査等委員会規程に基づき、監査等委員会を月1回定時に開催したほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、計13回開催いたしました。
- ・監査等委員である取締役は、取締役会等の重要な会議に出席し報告を受けるとともに、監査等委員会は、取締役及び執行役員との面談を1回並びに代表取締役との面談を2回実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様の長期的かつ安定的な利益の確保と、当社の各事業年度における業績の状況及び将来的な事業展開に備えるための株主資本の充実などとのバランスを総合的に勘案し、剰余金の配当等を決定することを基本方針にしております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、2026年5月13日開催の取締役会におきまして、期末配当金として1株当たり50円を配当する旨決議しており、中間配当金1株当たり30円と合わせ、1株当たり80円とさせていただきました。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。